

平成 18 年度第 1 回理事会議事録

理事会 平成 18 年 5 月 27 日（土） 13:30-15:30 於航空会館 603 会議室で開催

出席：牧野健会長、吉田正克、甲賀大樹各常務理事、大平雅大、鈴木康一、吉田茂、
板倉忠興各理事、および相原浩人監事

欠席（委任状提出）：坂井正一郎常務理事、近藤良四郎、中塚総一郎、土屋宣幸、鈴木明治、
増谷一夫、万場泰雄、岡井紀道各理事

定足の確認

定足 13 名（理事数 19 名の 2/3）：出席理事 7 名、委任状提出 8 名 合計 14 名で理事会成立。

議事録署名人

議長牧野健会長より吉田正克常務理事および大平雅大理事を任命。

議事

第 1 号議案：平成 17 年度事業報告（案）承認の件

甲賀常務理事より議案の説明があり、全員一致で承認。

第 2 号議案：平成 17 年度決算報告書（案）承認の件

相原監事より、監査の結果、諸表の内容および協会活動が正常であるとの報告。

大平理事より議案の説明があり、全員一致で承認。

協会運営に関する議論

甲賀理事より協会運営上の問題点説明

マンパワーが最大のネックで、理事ならびに会員に、競技実行委員会、安全委員会、タイフーンの運用などの協会事業に積極的参加を要請したい。

議論

第 21 回日本滑空選手権開催について、国内開催が困難であれば、海外開催可能性を検討、具体的には井出尾氏にオーストラリアでの開催について調査してもらうことを決定。

その他

5 月 2 日、3 年間事務局員として勤務した大熊和子さんが退職、5 月 24 日より後任として勤務している加藤ひろみさんを紹介。

平成 18 年度第 1 回総会議事録

理事会 平成 18 年 5 月 27 日（土） 15:30-16:30 於航空会館 603 会議室で開催

出席 19

牧野健、坂井正一郎、吉田正克、甲賀大樹、大平雅大、鈴木康一、吉田茂、
板倉忠興、相原浩人、山本康男、高田豊信、渡辺翼、五十嵐健太、本多誠之、
水川毅、村上信明、佐志田伸夫、中村則之、鈴木恒史

欠席で委任状提出：91 欠席で議決権行使 244 うち第 2 議案反対 1 総数 336

無効票 3（議決権行使あるいは委任について記載なし）

定足の確認

定足 321（会員数 641 の 1/2）：出席 19、委任 91、議決権行使 244、合計 354 で総会成立。

議事録署名人

議長牧野健会長より吉田正克常務理事および大平雅大理事を任命。

議事

第 1 号議案：平成 17 年度事業報告（案）承認の件

甲賀常務理事より議案の説明、全員一致で承認。

- * 水川毅氏より耐空検査員事務所について質問あり、（財）日本航空協会内にあった同事務所を 2005 年 3 月末に航空局に返還したものを、（社）日本滑空協会内に設置するよう働きかけている動きを、高田顧問より説明。

第 2 号議案：平成 17 年度決算報告書（案）承認の件

相原監事より、監査の結果、諸表の内容および協会活動が正常であるとの報告。

大平理事より議案の説明があり、全員一致で承認。（議決権行使で反対票 1）

甲賀常務理事よりはがきによる会員からの意見を披露、議論を行う。

- * 富谷栄治氏：無線従業者国家資格を取得したことを確認してソロに出すことを徹底して、安全を確保するようにとの意見。
鈴木康一理事より説明：資格なしで VHF 無線を使うのは電波法違反であることの説明。当協会としては、インストラクターをしている会員に趣旨徹底を呼びかける。
- * 増谷一夫理事：決算報告の役員報酬を受ける役員の氏名公表およびこの件についての理事会決議が無いが、どうなっているかとの質問。
甲賀常務理事より説明：常勤で有給の役員は甲賀である。会長ならびに常務理事の承認を得て平成 17 年 1 月から事務局として勤務し、昨年 9 月に役員就任して現状となった。
- * 増谷一夫理事：各種委員の選出方法、任期などオープンにすべきと考えます。事後承

諾ばかりでは協会の信用を失します。

甲賀常務理事より説明：現在委員任命の必要ある場合は、適格者の推薦を得て、個別に依頼し、就任してもらっている。選出するほど無く、やっとお願いしている状態です。協会としては、協会業務自体の分類、ボランティアで参加してもらう場合の処遇、実費精算方法などの整備を計画している。理事会・総会では理事ならびに会員に、当協会の活動スタッフとして参加するよう呼びかけを行っている。

* 関谷俊行氏：SPORTING LICENSE 交付資格条件の明確化、ないし基準の明示。

甲賀常務理事より説明：Sporting License は FAI Sporting Code を理解していればだれにでも交付されます。

詳細は FAI Sporting Code General Section、滑空機は Section 3 に規定されております。

<http://www.fai.org/sportingcode/>

Sporting License 申請書類は（財）日本航空協会の下記 URL にあります。日本滑空協会会員が申請する場合、書類を当協会にお送りいただければ、申請料、更新料は当協会が支払って申請手続きを行います。

http://www.aero.or.jp/koku_sports/koku_sports_top.htm

その他

5月2日、3年間事務局員として勤務した大熊和子さんが退職、5月24日より後任として勤務している加藤ひろみさんを紹介。